

令和3年4月5日

定時制の生徒及び保護者の皆さまへ

県立秦野総合高等学校長

4月7日以降の教育活動について（お知らせ）

定時制の生徒の皆さん及び保護者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために日常より真摯にお取り組みいただき感謝申し上げます。

さて、本県を含む1都3県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が3月21日をもって解除されました。神奈川県では「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、3月31までは段階的緩和期間として、4月1日から4月21日（水）まではリバウンド防止期間として感染拡大防止に取り組むこととなっています。

については、本校の4月7日（火）以降の教育活動につきまして、次のように対応していくことにいたしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

〔4月7日以降の教育活動について〕

○登校について…自宅で検温をしてclassroomでアンケートに回答。登校時に健康観察を受けてから各教室に入室する。

○授業について…感染症対策を講じた上で**平常授業（45分×6h・夕食あり）**とする。

○部活動について…感染リスクを考慮し、放課後の**部活動は休止**とする。

また、**完全下校時刻は21時**とする。

※この措置については、4月21日までとする

○教職員、生徒が罹患及び濃厚接触者と判明した場合

- ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、学校を臨時休業とする。
- ・濃厚接触者と確認された場合は、必ず学校へ連絡をする。

※ リバウンド防止期間（4月21日まで）が終了した後の学習活動、部活動等につきましては、改めてご連絡いたします。

なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

問合せ先

定時制教頭 多田

電話 (0463)82-1433 (直通)